

医療費助成（福祉医療制度）について

子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭及び寡婦の方の医療費の助成を行っています。制度に該当する方は、住民課に申請してください。なお、本人又は保護者の所得制限があります。1月2日以降に転入した方は、前住所の所得課税証明書が必要となります。

給付対象は一部負担金（医療保険対象分）です。高額療養費及び高額介護合算療養費の適用分は除きます。

※県外の医療機関を受診した場合、又は受給者証を提示するのを忘れた場合は、役場住民課に領収証持参のうえ申請してください。

※助成の対象とならないもの：予防接種や入院時の食事代、文書料、差額ベッド代、交通事故など第三者行為によるケガ、学校・幼稚園・保育園での負傷や疾病等で、日本スポーツ振興センターの給付制度が適用される診療など他の公的な制度から給付される場合。

●子ども医療費助成

【対象者】金ケ崎町に住民登録がある出生から18歳に達する日以後最初の3月31日までの方（※ひとり親家庭医療費給付事業など、すでに医療費給付の対象となっている方はそちらが優先となります。）

【助成額】

対象者	種類	助成金額
全員	入院/外来	医療費の全額

【給付・申請方法】

対象者	給付方法		申請方法
中学生以下の方	現物給付	医療機関窓口で自己負担の支払いはありません。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示していただくのみとなります。（申請書は不要です）
高校生等中学校卒業以上の方	償還払い	医療機関窓口でいったん医療費を支払い、後日、払い戻しを受けます。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示の上、給付申請書を提出してください。

●妊産婦医療費助成

【対象者】妊娠5か月に達する日の属する月の初日から出産日の翌月末日までの方

【助成額】

対象者	種類	助成金額
本人及び配偶者（保護者）が市町村 民税非課税の方	入院/ 外来	医療費の全額
本人又は配偶者（保護者）に市町 村民税が課税されている方	入院	1ヶ月、1医療機関毎に5,000円を超える額
	外来	1ヶ月、1医療機関毎に1,500円を超える額

【給付・申請方法】

給付方法		申請方法
現物給付	医療機関窓口で自己負担の支払いはありません。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示していただくのみとなります。（申請書は不要です）

●ひとり親家庭医療助成

【対象者】①配偶者のいない方で、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童を扶養している方及びその児童②父母のいない児童（※所得により対象とならない場合があります。）

【助成額】

対象者	種類	助成金額
・児童 ・児童を扶養している方で本人及び保護者が市町村民税非課税の方	入院/ 外来	医療費の全額
児童を扶養している方で、本人又は保護者に市町村民税が課税されている方	入院	1ヶ月、1医療機関毎に5,000円を超える額
	外来	1ヶ月、1医療機関毎に1,500円を超える額

【給付・申請方法】

対象者	給付方法		申請方法
中学生以下の方	現物給付	医療機関窓口で自己負担の支払いはありません。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示していただくのみとなります。（申請書は不要です）
高校生等中学校卒業以上の方	償還払い	医療機関窓口でいったん医療費を支払い、後日、払い戻しを受けます。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示の上、給付申請書を提出してください。

●寡婦医療費助成

【対象者】配偶者のいない女子で、以前に配偶者のいない女子として18歳未満の児童を扶養していたことのある70歳未満の方で、市町村市町村民税非課税又は均等割のみが課税されている世帯

【助成額】

対象者	種類	助成金額
全 員	入院/外来	医療費の全額

【給付・申請方法】

給付方法		申請方法
償還払い	医療機関窓口でいったん医療費を支払い、後日、払い戻しを受けます。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示の上、給付申請書を提出してください。

●重度心身障害者医療費助成

【対象者】身体障害者手帳の1級又は2級、障害基礎年金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳A、特別障害給付金1級のいずれかに該当している方（※所得により対象とならない場合があります。）

【助成額】

対象者	種類	助成金額
・18歳以下の方※ ・本人及び保護者が市町村民税非課税の方	入院/ 外来	医療費の全額
本人又は保護者に市町村民税が課税されている方	入院	1ヶ月、1医療機関毎に5,000円を超える額
	外来	1ヶ月、1医療機関毎に1,500円を超える額

※18歳以下の方とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの方となります。

【給付・申請方法】

対象者	給付方法		申請方法
中学生以下の方	現物給付	医療機関窓口で自己負担の支払いはありません。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示していただくのみとなります。（申請書は不要です）
高校生等中学校卒業以上の方	償還払い	医療機関窓口でいったん医療費を支払い、後日、払い戻しを受けます。	病院等の窓口で町から交付される受給者証を提示の上、給付申請書を提出してください。

申請には、次のものが必要となります。チェックしてみましょう！

チェック	必要なもの
	印鑑
	保険証（対象となる方の氏名が記載されているもの）
	預金通帳
	※所得課税証明書
	受給要件を証明するもの （母子健康手帳、身体障害者手帳、障害基礎年金証書など）

※所得課税証明書…申請する年の1月1日に金ケ崎町に住民登録をしていない場合に必要です。転入日により必要な年度が異なります。また、提出が必要な人の範囲は制度により異なります。詳細はお問い合わせください。

問合せ先 住民課 国保年金係 ☎0197-42-2111